

■報告第3号 平成30年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成30年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和元年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

【内容】

主な事業として、平成30年度国の補正予算関連事業をはじめ、保育所施設等整備事業や農業基盤整備促進事業、町道改良事業、津波避難対策推進事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など、計26件・総額6億5,825万1千円の繰越額となっています。（「平成30年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	3,077万8千円	
3. 民生費	6,374万4千円	177万7千円
4. 衛生費	86万4千円	
6. 農林水産業費	1億2,419万円	1,916万6千円
7. 商工費	230万1千円	230万1千円
8. 土木費	1億4,038万5千円	700万円
9. 消防費	9,970万1千円	
10. 教育費	2,497万1千円	1,279万8千円
11. 災害復旧費	1億7,131万7千円	
計	6億5,825万1千円	4,304万2千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。